

週休2日制の経費補正における積算要領

1 適用範囲

土木請負工事で、諸経費体系が一般公共※1、土地改良※2、治山林道※3、水道※4、機械設備※5、下水道機械設備、電気設備※6、下水道電気設備を対象とする。

※1 一般公共の工種区分は、河川、河川・道路構造物、道路改良、PC橋、舗装、鋼橋架設、公園、道路維持、河川維持、橋梁保全、下水道(1)～(4)

※2 土地改良の工種区分は、ほ場整備、農用地造成、舗装、道路改良、河川、地すべり、水路、排水路、管水路、管更生、PC橋、橋梁下部、機場下部、コンクリート補修、ため池、その他土木(1)、その他土木(2)

※3 治山林道の工種区分は、河川、河川・道路構造物、治山・地すべり防止、道路、鋼橋架設、PC橋、舗装、公園、橋梁保全、道路維持

※4 水道の工種区分は、開削及び小口径推進等、シールド及び推進、構造物(浄水場等)

※5 機械設備の工種区分は、水門設備、小型水門設備、揚排水ポンプ設備(下水道機械設備を除く)

※6 電気設備の工種区分は、一般公共と同様の設備(下水道機械設備を除く)

2 経費の補正

経費の補正については、週休2日制(土日現場閉所)の達成状況に応じ、一般公共、土地改良、治山林道、水道、機械設備、下水道機械設備、電気設備、下水道電気設備の下記の積算基準により計上する。

一般公共	兵庫県 土木積算基準の運用(積算参考資料Ⅰ)参照
土地改良	兵庫県 週休2日制度等に関する補正係数と端数処理(農地整備課)
治山林道	兵庫県 週休2日制の経費補正における積算要領(森林整備保全事業)
水道	全国簡易水道協議会 水道事業実務必携参照
機械設備	兵庫県 土木積算基準の運用(積算参考資料Ⅰ)参照
下水道機械設備	兵庫県 土木積算基準の運用(積算参考資料Ⅰ)参照
電気設備	兵庫県 土木積算基準の運用(積算参考資料Ⅰ)参照
下水道電気設備	兵庫県 土木積算基準の運用(積算参考資料Ⅰ)参照